(ハ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(1)～(7)　略］

［(2)　略］

ト　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1)　基地局等の無線設備　各空中線端子における値

［(2)　略］

チ　基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［(1)・(2)　略］

リ　チャネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に応じ同表下欄に掲げるとおりとする。

無線局の区分	周波数	チャネル間隔
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz
	七七三MHzを超え八〇三MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz
	一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
高高度基地局の無線設備	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz

［略］

［二　略］

(ハ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(1)～(7)　同上］

［(2)　同上］

ト　［同上］

(1)　基地局の無線設備　各空中線端子における値

［(2)　同上］

チ　基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［(1)・(2)　同上］

リ　［同上］

無線局の区分	周波数	チャネル間隔
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz
	七七三MHzを超え八〇三MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz
	一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz

［同上］

［二　同上］